

明るく楽しく  
小学校で運動会

6月、町内各小学校で運動会が開催されました。当日は、徒競走やリレー、団体競技などが行われ、子どもたちは一生懸命に練習の成果を発揮し、楽しみながら競い合いました。



今年の「忠」が完成  
日本酒プロジェクト

俱知安農業高校は、(有)二世古酒造の協力のもと「日本酒プロジェクト」に取り組みました。令和元年より始まったプロジェクトで、日本酒の原料となる酒米は同校で栽培された「慧星」を使用し、生徒たちはコメの栽培から、仕込み、販売まで一連の流れを学習しました。

今年のボトルラベルは、同校の3年生が、飲み手を想像しながら「リラックスしたときに楽しんでもらえるように」をテーマにデザインしたもので、6月3日(火)には、同酒造でお披露目と販売会が行われ、生徒たちは笑顔で訪れた人々に「忠」を手渡していました。



▲『忠』は令和6年度札幌国税局新酒鑑評会純米酒の部で5年連続金賞を受賞しました

羊蹄山の山開き安全を願う  
日帰りでも無理のない登山計画を

6月13日(金)、羊蹄山避難小屋管理人が避難小屋開きに向けて出発しました。羊蹄山の登山状況のお知らせや管理、登山者の安全確保のため、10月中旬まで避難小屋に2名の管理人が交代で常駐します。



▲羊蹄山での荷上げ (6月13日)



▲羊蹄山山開き (6月14日)

また、14日(土)には羊蹄山山開き。半月湖開きが行われ、関係者で登山者らの安全を祈願しました。登山をお考えの方は、日没時間などを考慮し、できる限り日帰りでの登山計画をお願いします。

- 【無理のない登山計画を】
- 気象状況や天気予報を十分確認し、天候の急変時などには無理な行動を控えましょう
  - 単独行動は避け、経験豊富な人と一緒に行くなど、体力と経験に応じてゆとりを持った計画にしましょう
  - 入山前には必ず登山計画書を最寄りの警察に提出し、家族にも渡しておきましょう
- 【情報収集や装備を万全に】
- 情報収集や緊急時のために、ラジオ、無線機、携帯電話などを携行し、予備のバッテリーを用意するなど、情報収集と連絡手段を確保しましょう
  - 装備を整えて十分な食料を用意しましょう。特に防寒・雨具の準備は万全にしましょう
  - 登山道内には、水分補給できる場所がありません。水筒などは必ずご自身で準備しましょう
  - 「ペットマナーを守りましょう」
  - 登山中もペットには常にリードを付け、ふんは必ず持ち帰りましょう

北海道日本ハムファイターズ  
子ども野球教室を開催!

北海道日本ハムファイターズの「北海道応援大使プロジェクト2025」の一環として、元ファイターズの選手をコーチに迎え、野球教室を開催します。

- 日時 / 8月31日(日) 9時～12時
- 場所 / 俱知安町営球場 (字旭 68-1)  
※雨天時、旧東陵中学校体育館
- 対象者 / 町内の小学生 (野球未経験も可)
- 参加料 / 1人あたり 200円 (保険料など)
- 申込 / 参加申込書に必要事項を記載の上、下記問い合わせ先に提出もしくは、郵送。町HPより電子申請も可
- 申込期限 / 7月31日(木)  
※郵送の場合、当日消印有効

〒044-0001 俱知安町北1条東3丁目  
俱知安町役場総合政策課 (2階14番窓口)  
☎ 56-8001

まちの魅力を伝える作品を募集します!  
くっちゃん景観フォトコンテスト

昨年に引き続き、「くっちゃん景観フォトコンテスト2025」を実施します。カメラやスマートフォンで撮影した俱知安の魅力が詰まった多くの作品を募集中です。

また、期間中は小川原脩記念美術館、文化福祉センター、JR俱知安駅に昨年度の受賞作品を展示していますので、併せてご覧ください。

- 募集期間 / 7月1日(火)～12月26日(金)
- 受賞作品発表 / 令和8年3月に発行する「景観だより」および町HPにてお知らせ
- ※景観だよりは、町広報紙に折り込みます

作品の応募方法や、昨年度作品の展示場所などの詳しい内容については、町HPをご確認ください。

まちづくり新幹線課景観室 景観係 ☎ 56-8012



各種保険証（国保・後期・医療費助成）の更新が始まります

①国民健康保険  
マイナ保険証がある方  
医療保険の資格情報を確認するための「資格情報のお知らせ」を送付します。医療機関ではマイナ保険証をお使いください。なお、70歳未満の方ですでに「資格情報のお知らせ」が交付されている場合は、今回送付されるものではありません。

②マイナ保険証がない方  
新しい資格確認書は、7月中旬に「簡易書留」で送付します。8月1日から新しい資格確認書をお使いください。

③医療費助成  
下表の各種医療費助成の有効期限が7月31日となっている受給者の方で、更新の要件に該当する方には新しい受給者証を7月31日までに送付します。  
※各種医療費助成の対象者は下表のとおり  
閩福祉医療課保健医療室国保医療係  
☎ 56-8006

④後期高齢者医療  
新しい資格確認書は、7月中旬に「簡易書留」で送付します。有効期限は令和8年7月31日までです。  
※詳細は、折込チラシをご覧ください

申請案内を7月中旬に送付します。  
■手続きに必要なもの  
資格確認書（保険証）、マイナンバーを確認できるもの、印鑑  
※住民税非課税世帯の方で過去12カ月間で91日以上入院した方は、入院期間が分かる領収書もお持ちください

道路工事のお知らせ  
南一線跨線橋の撤去に伴う道道通行止めについて

鉄道・運輸機構による新幹線高架橋整備とともに、交通の円滑化を図るため、道道倶知安ニセコ線の南一線跨線橋（車道部）の撤去工事を行います。令和7年8月4日(月)から車両は通行止めとなりますので、迂回路として旭ヶ丘公園通りをご利用ください。

なお、歩行者は工事期間中も歩道橋および歩行スペースを通行することができます。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

閩小樽建設管理部共和出張所  
☎ 0135-62-1818



車両通行止め（南一線跨線橋（車道部））

■開始時期／令和7年8月4日(月)10時～  
■期間／並行在来線代替交通転換後、平面化工事の完了まで  
■工事区間／南一線跨線橋（下図のとおり）

■工事スケジュール／  
・令和7年度  
迂回路の拡幅工事、車道橋の撤去  
・令和8年度以降  
車道橋の撤去および平面化工事

申請期限が近づいています  
倶知安町物価高騰対策給付金

- 申込期限／7月31日(木)  
※郵送の場合、当日消印有効
- 確認書が自宅に届いている方は、全員申請が必要です
  - 期日までに申請をしなかった場合は、給付金を受給できません

支給対象と思われる世帯には、「確認書」または「支給通知書」を送付しています。申込受付期間は間もなく終了しますので、お早めに手続きをお願いします。

支給対象の要件や支給金額などの詳細は、町HPでご確認ください。また、ご自身の世帯が給付金の対象になるかご確認をしたい場合は、下記へご連絡ください。

閩福祉医療課社会福祉係 ☎ 55-6115  
こども未来課こども支援係 ☎ 55-6116

無電柱化工事のお知らせ  
ニセコひらふの一部交通規制

防災機能の向上や景観の確保ため、道道ニセコ高原比羅夫線の無電柱化工事実施を行います。それに伴い交通規制を行いますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



- 工事期間／7月上旬～令和8年3月（予定）  
■規制内容／一時片側交互通行規制  
■工事区間／ニセコひらふ5条1丁目および2丁目地区の一部区間（地図のとおり）

閩北海道小樽建設管理部共和出張所  
☎ 0135-62-1818

| 制度名        | 対象   | 助成範囲                                | 自己負担額  | 必要書類など   | 所得制限                                  |
|------------|--|-------------------------------------|--|--|---------------------------------------|
| 子ども医療      | 0歳～18歳   | ・通院<br>・入院                          | 初診時一部負担金<br>・医科580円<br>・歯科510円   | ・子どもの健康保険資格確認書など   | 無し                                    |
| 重度心身障がい者医療 | ・身体障害者手帳1、2級の方と3級の内部障がいがある方<br>・重度の知的障がい（療育手帳A判定）と診断された方   | ・通院<br>・入院                          | 【0歳～18歳】<br>初診時一部負担金<br>・医科580円<br>・歯科510円<br>【非課税世帯】<br>初診時一部負担金<br>・医科580円<br>・歯科510円<br>・柔整270円 | ・本人の健康保険資格確認書など<br>・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの、障がいを証明できるもの                      | 所得制限有。転入者は、所得額と住民税額が分かるもの（所得課税証明書）が必要 |
|            | 精神障害者保健福祉手帳1級の方  | ・通院                                 | 【課税世帯】<br>1割<br>◇入院<br>月額上限額<br>57,600円（多数該当の場合44,400円）<br>◇通院<br>月額上限額<br>1万8千円（月額上限14万4千円）       | ・本人の健康保険資格確認書など<br>・戸籍謄本など、ひとり親家庭を証明できるもの<br>※18歳以上の子の特例の場合、在学証明書など扶養の状況を証明できるもの |                                       |
| ひとり親家庭等医療  | 次のいずれかに該当する家庭で、0歳～18歳（18歳以上の特例有）の子と、その母か父<br>・母子、父子家庭<br>・両親がいない家庭<br>※両親のいずれかに重度の障がいがあるときは、対象になる場合有 | 【子ども】<br>・通院<br>・入院<br>【母か父】<br>・入院 | 【課税世帯】<br>1割<br>◇入院<br>月額上限額<br>57,600円（多数該当の場合44,400円）<br>◇通院<br>月額上限額<br>1万8千円（月額上限14万4千円）       | ・本人の健康保険資格確認書など<br>・戸籍謄本など、ひとり親家庭を証明できるもの<br>※18歳以上の子の特例の場合、在学証明書など扶養の状況を証明できるもの | 所得制限有。転入者は、所得額と住民税額が分かるもの（所得課税証明書）が必要 |

【注意】以下のものは助成対象になりません  
・入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額  
・訪問看護療養費の基本利用料（療養費の1割）※ただし、0歳～18歳の受給者を除く  
⇒月額上限/住民税非課税世帯8千円、課税世帯1万8千円  
・健康保険で対象外の費用（予防接種、薬の容器、おむつなど）は自己負担です